

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

政治資金規正法違反問題に関する調査特別委員会会議録			
日 時	平成 23 年 9 月 7 日 (水)	開 議	午後 2 時 0 0 分
		散 会	午後 3 時 5 9 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	市職員の政治資金規正法違反問題の全容解明と再発防止に関する調査		
出席委員	前田委員長、千葉副委員長、秋元・成田（祐）・小貫・鈴木・ 上野・林下・北野各委員		
説明員	市長、総務部長、総務部・福祉部・保健所・建設部・水道局・ 教育部各参事、生活環境部両参事 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="margin-left: 40px;">委員長</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、上野委員、林下委員を御指名いたします。

市職員の政治資金規正法違反問題の全容解明と再発防止に関する調査を議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会の調査検討状況について」

○(総務)総務課長

小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会の調査検討状況について報告させていただきます。

一点目ですが、第 8 回から第 13 回までの委員会についてでありますけれども、関係者等からのヒアリングを行うとともに、報告書等の協議を行いました。

調査委員会を開催した日にちについては、記載のとおりでございます。

ヒアリングの対象者でございますけれども、市長、前市長、前副市長、後援会長、後援会事務局長、選管事務局職員、市職員労働組合役員、総連合町会関係者と、調査委員会のヒアリングに応じてもいいとしたパーティ券購入の管理職 3 名の計 11 名でございます。

調査委員会として、主にヒアリングを行った人数でございますけれども、第 3 回から第 6 回の調査委員会では、関係部長 11 名のヒアリングを実施しておりますので、合わせて 22 名の関係者から行ったこととなります。

ヒアリングの項目につきましては、当時の状況及び認識、原因、反省点及び再発防止などでございます。

次に、2 点目、第 14 回の調査委員会の概要について報告させていただきます。

開催日は 9 月 1 日 17 時から、間に記者会見の時間が 1 時間程度入ってございますけれども、21 時 30 分まで、市役所本館の市長応接室で開催いたしました。

議題としては、(1) の報告書の最終調整に向けてとして、報告書の構成等について協議を行いました。具体的には、調査報告書の構成の確認、各項目の修正部分の確認、未完成項目についてのほか、市職員労働組合に対する別途の提言について協議を行ったところでございます。

また、(2) 次回以降の進め方について協議を行い、次回の調査委員会に調査報告書の最終確認をすることとし、日程につきましては作業の進捗状況を見て調整することとしましたが、9 月中旬までの市長への報告をめどとすることを確認いたしました。

なお、昨日夜、第 15 回の調査委員会を開催してございます。昨日の委員会では調査報告書の最終確認のための協議を行いました。なお、まだ一部調整が必要な部分がございますので、その最終調整を行い、来週には市長に調査検討結果の報告を行うということとしたところでございます。

○委員長

それでは、これより質問に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

---

○小貫委員

◎法令遵守に関する条例の制定について

この間、再発防止に向けてインターネットなどで検索をいろいろかけていたのですが、その中で、旭川市では平成 19 年に、「旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例」というものが定められております。この条例が制定された経緯を把握されていたら、お答えいただきたいと思っております。

○総務部副参事

旭川市長は、現在 2 期目でございますけれども、その 1 期目に法令遵守の宣言という公約がございました。それで、平成 18 年 11 月から旭川市長は 1 期目がスタートしておりますけれども、その翌年の 19 年に職員のコンプライアンスに関する条例ということで、今、委員がおっしゃった条例が制定されたというふうに伺っております。

○小貫委員

法令遵守に関する条例ということなのですが、旭川市はたしか平成 14 年に同じような公職選挙法による違反事件があったかと思うのですけれども、その内容についてお示してください。

○(総務)職員課長

旭川市長選挙の選挙違反に係る御質問と思うのですけれども、詳しい経緯等は承知していませんが、投票や得票の取りまとめ、そういったものを依頼したということで、公職選挙法違反で当時の助役と水道事業管理者が逮捕されたというふうには押さえております。

○小貫委員

私がちょっと調べた結果、旭川市では平成 14 年の公選法違反の後、さらに市役所をめぐる不祥事が多々あったようで、その反省も込めて、この条例が制定されたのではないかと思っていたのですけれども、詳しいことがちょっと調べきれなかったものですから、何か押さえていたらと思って質問させていただきました。

それで、前々回、たしか秋元委員も質問していましたが、この条例の中には公益通報制度が入っています。小樽市の場合は要綱なのですが、なぜ条例でなく要綱なのでしょう。

○総務部副参事

旭川市の場合、条例をつくる前には指針ということで持っていたようです。先ほど説明しましたように、コンプライアンスにかかわる条例をつくるというきっかけがございましたので、そのときに条例に取り込んだというふうに伺っております。

小樽市の場合、この公益通報者保護法というのが平成 16 年 6 月に成立しておりますけれども、実際の施行は 18 年 4 月 1 日ということで、実は、これは小樽市も含めて多くの自治体が、18 年 4 月 1 日の施行を目指して要綱を定めたという状況になっております。旭川市の場合はそういったきっかけがあったものですから、条例に取り込んでおりますけれども、多くの自治体がこの保護法の施行に合わせて要綱を定めておりますので、本市も同じように要綱を定めたという形になってございます。

○小貫委員

具体的に要綱の場合と条例の場合では、制定の仕方も含めてどのような違いがあるのでしょうか。

○総務部副参事

どちらであっても、きちんとそれに従っていかなければならないということは同じでございます。しかし、今いろいろインターネット等も普及しておりますので、条例規則等をごらんになると、一般的には条例や規則、訓令につきましても、そういったもので検索できますが、ただ要綱となりますと、載っているもの、載っていないものと、ちょっとばらつきが出てまいります。そういったことで言うと若干透明性が高いといえるものが条例、規則、訓令等なのかなというふうには思っておりますが、要綱であるから極端に何か精度が落ちるというような御心配には当たらないかなというふうには思っております。

○小貫委員

それで、この旭川市の条例を見ますと、通報先の段階で、既に外部の委員会、審査会への通報というのが確保されているのです。小樽市の場合、たしか秋元委員の質問に対する答弁では市役所だけだったような記憶があるのですけれども、どうでしたか。

○総務部副参事

旭川市では、市の内部と外部の窓口ということで、通報の窓口が二つあるようでございます。具体的に、旭川市の場合は公正職務推進委員会という委員会がございまして、これは副市長以下 6 名で組織しているようですが、そういった内部の窓口がございまして、それから、公正職務審査会という 3 名の委員で組織する外部の窓口があるようでございます。本市の場合は、総務部職員課人事係が職員の公益通報の窓口ということになっております。

○小貫委員

旭川市以外に似たような条例を定めているところがないか検索した結果、幾つか定めているところがありました。その経緯についてまでは調べるができなかったのですが、今、外部委員会でこのように再発防止策が検討されているので、もしかしたら似たような内容が提起されるかもしれません。しかし、外部委員会でこういうことが提起されなかった場合、小樽市としてそのような条例を定めることは考えていないのでしょうか。

○総務部副参事

今、外部委員会でいろいろと再発防止について検討されておりますけれども、それとはまた別にして、小樽市としても再発防止として、今、委員がおっしゃっている条例化ということも一つの方策ではあると思っておりますので、そういったことも含めて、どういったものを再発防止策として検討していったらいいのかということについて、今内部で詰めているところでございます。

○小貫委員

◎懲戒処分について

次に、内容を移しまして、懲戒処分についてなのですが、今回、山崎参事が減給 10 パーセント、6 か月ということで、これが条例上最大なのだという説明がありました。国家公務員に準じて条例を定められているということなのですが、国家公務員の場合、最大で何パーセント、何か月なのでしょうか。

○(総務)職員課長

国家公務員の減給につきましては最大で 5 分の 1、月数では 12 か月。私どもとの比較で言いますと、私どもは 10 分の 1 ですから 10 パーセント、国家公務員の場合は 20 パーセントの 12 か月というふうになってございます。

○小貫委員

同じように停職の場合ですが、たしか小樽市は 6 か月だったと思うのですが、国家公務員の場合、何か月になるのでしょうか。

○(総務)職員課長

国家公務員の停職につきましては 12 か月というふうになってございます。

○小貫委員

国家公務員に準じてということなのですが、このように小樽市と国家公務員の間では開きがあるわけなのですが、市町村で小樽市より重い基準を、条例の上限を定めている例というのがあるかどうか押さえていますでしょうか。

○(総務)職員課長

私もちょっと具体の例では、国家公務員並みに停職なり減給を定めている市町村というのは押さえてございません。ただ、新聞等の記事では、都道府県で 3 県程度あるというふうな記事は拝見したことがございます。

○小貫委員

先ほど、旭川市の例を出しましたが、旭川市では上限が国家公務員の基準と同じ 5 分の 1、1 年で、停職についても最大は 1 年という基準でした。あと小樽市と規模の似ている市町村を調べたのですが、北見市では 10 パーセントで 1 年という規定でした。停職については 6 か月と小樽市と同じでしたけれども、このように市町村においても、国家公務員並みに条例の上限を置いているというところがあるわけなのです。

そこで、再発防止策の一つとして、「小樽市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」、これの上限の引上げを検討すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○(総務)職員課長

今、小貫委員から、一部の市で国家公務員並みにしているところもあるというお話がありました。ただ私どもの月数なり減給の幅というものが決められた経緯につきましては、昭和二十六、七年に国のほうで準則といいますか、法律案を示されたときに、減給で言うと 10 分の 1、6 か月、停職で言うと 6 か月となっており、これを全国の市町村や都道府県に対して示しているわけですから、現行で言いますと、ほとんどの市町村なり都道府県がこういう形でやられているというのが実態です。

そういった中で、いろいろとそれぞれの事情がございまして、私どもの調べた中では、都道府県ではどうやら 3 県程度あるらしいということと、市町村につきましては今お話がありましたように、道内で言うと、北見市なり旭川市が国に近い形で対応している部分もあるというふうには聞いているのです。ただ、これは職員の不利益に係る問題ですので、私どもとしても慎重に判断していかなければならないというふうに考えています。

○小貫委員

今、北見市や旭川市についてまず御説明がありました。私の質問のときには、答えていただけなかったのですが、市町村でと言った場合に。それはともかくとして、職員の不利益に係るということなのですが、そもそも罪を犯さなければ不利益にも何にもならないわけなのですよ。だから、その不利益に係るということには、私は当たらないのではないかと思います。懲戒は、悪いことをしたから処分を下すのであって。ですから先ほど例を挙げたように、市町村としてさらに引き上げることは可能なわけですよ。

○(総務)職員課長

前段、旭川市と北見市の例を申し上げたのは、今、小貫委員のお話を聞いてそういうことがわかったというふうに申し上げましたので、ちょっと誤解のないようにお願いします。

それと、不利益という部分につきましては、言葉上の表現であって、給料を減額されることの意味でございまして、懲戒処分だから不利益ではないだろうと、そういう意味にはならないかと思えます。ただ、私どもとしては条例改正について可能かどうかという部分で言いますと、不可能であるというふうには考えてございません。

○小貫委員

非常に難しい言い回しなのですが、不可能であるとは考えていないということは、可能ということだと思えます。要は懲戒処分なわけですから、罪を犯したら厳しい罰が待っていると、そういうことを今回の事件の反省に立って、私は引上げをすべきではないかというふうに思えます。

◎小樽市職員希望降任制度について

それで、今回の事件についてですけれども、やはり気になるのは、どの職員からも苦言が出されなかったということが、私は非常に残念だというふうに思っています。上司に対して物を言うことができないというのは、やはり職場として終わっていると。そして、ましてや市民のための市役所ですから、公務員の職場としては、そういった職場の雰囲気や正していくことが重要だと思います。

皆さん、罪を犯した元部長さんたちも、市役所に入るときは本当に市民のために身を粉にして頑張ろうと、そういう気持ちでずっと入られたと思うのです。それこそ憲法の本質、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないと、そういう思いに立って市民のための市役所にしていくと、このことが今求められていると思います。

そこで、私はひとつ呼びかけを行いたいのですけれども、まず小樽市の市職員降任制度の実施要綱というのがあると聞きました。これについて説明をお願いいたします。

○(総務)職員課長

小貫委員がおっしゃったのは、小樽市職員希望降任制度のことだと思います。市で定めているその実施要綱につ

いて概略を説明しますと、まず目的につきましても、職員の職務に対する希望を尊重した上で、職員個人の意欲と能力に応じた任用を行うことにより、職員の健康保持及び組織の活性化を図ることを目的とするという定めをしてございます。

それと、対象職員ですが、いわゆる降任の希望を申し出ることができる職員としましては、係長以上の職にある職員ということですよ。

それと、申出の方法としましては、降任希望申出書という様式を定めてございますので、それを各任命権者へ申し出るということになります。

それと、降任の承認につきましても、任命権者がそれを受けてするという事になってございまして、降任の時期につきましても、原則として承認が決定された後の最初の定期人事異動にするということでございます。

#### ○小貫委員

これの過去の適用事例は何件あって、それがどういう場合なのか、御説明をお願いします。

#### ○(総務)職員課長

この制度ができましたのが平成 20 年 7 月 1 日でございますので、3 年ほどたつのですが、これまでの事例としましては 3 件ありまして、課長から係長に降任したケースが 1 件、それと係長から係に降任したケースが 2 件ということになってございます。

理由につきましても、いずれも病気によるものでございます。

#### ○小貫委員

最後にしますけれども、今回の事件にかかわって参事に人事異動された元部長たちに、先ほど言った視点で公務員としての自覚又は反省、こういうのを示す上でも、今、職員課長からあった小樽市職員希望降任制度実施要綱、これを適用して、みずから参事としてはふさわしくないということで降任を申し出ることを呼びかけまして、私からの質問を終わりにいたします。

---

#### ○北野委員

先ほど、小貫委員から話があった懲戒処分の限度について、国家公務員の上限を目指して引き上げ、つまり法を犯して悪いことをやったら、今までより重い罪を受けるということを自覚させるということも、また再発防止の上で私は大きい効果があるというふうに思うのです。小貫委員からも指摘がありましたが、職員課長は職員の不利益というけれども、何もやらない人を処分するのだとしたら、それは不利益かも知れないけれども、悪いことをやったら、当然、懲戒処分の決まりに基づいて処分を受けるのは何も不利益な話ではないと思うのですよ、悪いことさえやらなければいいわけですから。だから、職員の不利益にかかわるというのは、ちょっとだけいけない答弁だと思うので、これは適切に変更していただきたいということを申し上げておきます。

#### ◎処分と措置の違いについて

それから、7 月 27 日に市長が記者会見をして、懲戒処分の内容、それから 8 月 1 日付けの人事異動の内示について記者団に説明をしているのです。新聞報道の範囲でありますけれども、今回、懲戒処分を行った者以外について「残る関係者」という表現を市長は記者団の説明のとき使っているようですが、これは券を買った課長などを指しているというふうに思うのです。残る関係者、これらの関係者については事件の全容が明らかになった時点で、処分又は措置を行う必要があるかどうか、今後慎重に判断してまいりたいと、こういう考えを述べられているのですけれども、まず職員課長に伺いますが、市長がこう述べた処分又は措置を行うという表現なのですが、処分と措置、どういうふうな違いがあるのですか、わかるように説明してください。

#### ○(総務)職員課長

処分につきましては、条例等で定めております減給、一番上は懲戒免職ですが、停職…

（「いや、この人たちは懲戒処分の対象ではないでしょう」と呼ぶ者あり）

ですから、処分と措置の違いを今申し上げているところなのですが。

（「この人たちに対する処分に懲戒処分は入るの、市長がおっしゃったの」と呼ぶ者あり）

ですから、例として、処分としましては戒告以上の処分のことを申し上げていまして、それと措置につきましてはいわゆる訓告、嚴重注意、注意、口頭注意という種類がございますので、それを総称して行政措置というふうに申し上げています。また処分又は措置を行うに当たっての判断につきましては、従前同様、職員分限懲戒審査委員会の審査の結果を待って市長が判断するものですから、その可能性として処分又は措置ということで申し上げたところです。

#### ○北野委員

私が申し上げたのは、法に問われなかったパーティ券を買った人ですよ。残る関係者と言っているのはこういう方を指していると思うのです。だから、こういう方々は懲戒処分の対象ではないですよ、当然。懲戒処分の対象になるのですか。

#### ○(総務)職員課長

懲戒処分につきましては、いわゆる法令違反りを犯した者に対して科すものでございますので、一般的に見ると、券を買っただけということであれば、法令違反には該当しないと思いますので、懲戒処分には至らないというふうには思うのです。しかし、市長が今、分限懲戒審査委員会に諮問しておりますのは、処分又は措置に当たるかどうか、その判断と重さについて諮問しているわけで、その結果が出る前に、市長が措置で終わらせるとか処分をするとか、そういう判断をするわけにいかないものですから、一般的に処分又は措置ということで申し上げているところでございます。

#### ○北野委員

わかりづらい。私の質問が悪いのですか。懲戒処分以外の処分というのは、何があるのですか。

#### ○(総務)職員課長

懲戒処分以外の処分はございません。

#### ○北野委員

だから訓告も措置でしょう。そうしたら、新聞報道が違っているというなら別ですけども、新聞報道ではその後訂正もないから。市長がおっしゃる処分又は措置というのは、法令に反しないパーティ券を買った人も、懲戒処分の可能性があるというふうには私は理解するので、懲戒処分以外の処分はあるのかと聞いたのです。だから、新聞報道が間違いで、市長はそういうことを言っていないというのなら別ですよ。その辺について、私は新聞記事を何回も丁寧に読みましたけれども、その後、訂正記事も載っていないから。ですから、懲戒処分以外の処分があるのだったら、私は理解できるのですけれども、懲戒処分以外の処分はないとおっしゃるなら、市長が記者団に語ったことは誤解を与えているのではないですかというふうには聞いているのですよ。私の理解は間違っていますか。

#### ○(総務)職員課長

市長の申し上げているのは、あくまでも可能性の話です。例えば新たな事実が出てきた場合に、そういうことはあり得るといっても含めてお話ししているだけで、懲戒処分をすとかしないとか、そういう判断をしているわけではありません。最終的には先ほども申し上げていますが、分限懲戒審査委員会の答申を受けて、そういう判断をしていきたいということでございます。

#### ○北野委員

司法が判断した以外にこれから、いわゆる法に触れるようなことが出てきた場合、当然それは懲戒処分の対象になると思いますよ。だけど、市長が一連の記者会見で述べていることは、懲戒処分の対象にならない、残っている幹部職員に対する処分をどうするかというお話ですから、だから私は理解ができないから聞いているのです。法に

違反しない人まで処分するという可能性があるのかと。そんなことはないと思うのですよ、私は。だから措置だと思うのですよ。

だから、そういうふうに理解すれば、私も納得できるのですけれども、今までの課長の説明では、場合によっては処分と言うから、処分は懲戒処分なのだから、法律に違反しない人まで懲戒処分にするなんて、そんなこと聞いたことがないですから、だから市長の記者会見でおっしゃったことがもし新聞報道のとおりであれば、ちょっと誤解を与えるのではないですかというふうに聞いているのですよ。私の言い分のほうが正論ではないですか。

#### ○(総務)職員課長

先ほどから何回も同じことを申し上げて申しわけないのですが、北野委員も今おっしゃったように、あくまでも今回の調査を進めていく中で、新たな事実が出てきた場合には懲戒処分もあり得るという意味を含めて申し上げているものです。今回のように買っただけで法令違反かという、それは私どももそういうふうには考えてございませんので、もし新たな事実が出てきた場合には、そういうこともあり得るという意味でとらえていただければと思います。

#### ○北野委員

何回聞いてもそういうお答えだから、私はわけがあるのではないかというふうに思わざるを得ないのです。それは根拠があるのです。広く新聞報道で明らかにされているように、あるいは前回の当委員会でも大きな問題になりましたが、幹部職員に対するアンケートを行って、パーティ券を売ること自体は政治資金規正法に違反するということを承知していたかという問いかけに対して、8人の人が理解していたというのです。しかし、これは考えてみれば選挙管理委員会の幹部職員にまでアンケートをとっているようですから、そこの管理職2人を除けば、パーティ券を購入した人の中で6人は政治資金規正法違反だということを知っていて、だれ一人、券を売りに来た部長に対して注意していないと。これはもうとんでもない課長だと思ふのですよ、知っていて言わなかったのだから。今、懲戒処分を受けた8人の参事がおられますけれども、だれ一人課長から言われていなかったというのだから。私はそういうことが明らかになったら、その人を懲戒処分するのではないかというふうに判断したから、市長が慎重な表現をしたのではないかと思っているのです。わかっていて黙っているというのはとんでもないと思ふのですよ。こういう課長こそ処分すべきだと思ふのです、私は。だからそういう道を残しているのかなと思つて聞いているのですよ。違いますか。

#### ○(総務)職員課長

具体的にそういうことは考えてございません。

#### ○北野委員

私は、その課長が申しわけなかったというふうになった場合、これは懲戒処分に値すると思ひます。わかっていて注意していないのだから。だから、これは前回も言っていますので、この点は念頭に置いておいてください。条例とか規則に抵触して、私の言うことは適用にならないというのなら、反論してください。

#### ◎パーティ券購入者への措置について

次は、同じく市長が、残る関係者について事件の全容が明らかになった時点で、処分又は措置を行う必要があるかどうか、今後慎重に判断してまいりたいと言っているのです、慎重に検討した結果、措置をしない者もいると、そういう可能性もあるということの意味しているのです。しかし、これは認められないと思ひます。券を買った管理職については、やはり何らかの措置をしてけじめをつけるべきだというふうに思ひますので、市長が記者会見で言っていることが、新聞報道のとおりだとすれば、券を買ったということ容認することにならざるを得ません。新聞でも繰り返し報道されていますが、券を買った課長の中には、部長から言われたから仕方なく私は買ったので自分は被害者だと、こういうことを言っている人が複数いるというのですから、こんなの認められませぬよ。だから、そういう人も含んでいるわけですから、そこのところまで立ち入って調べて、この人は措置、この

人はおとがめなしというふうにするのか、この辺はどういう意味合いで、市長はこういう表現で記者団に説明をされたのでしょうか。

○(総務)職員課長

先ほどの話の繰り返しになりますが、あくまでもその判断につきましては、市長が今、分限懲戒審査委員会のほうに諮問しており、まだ結論が出ていませんので、その結論を受けてということでの幅というのですか、そういう意味で申し上げているところでございます。

○北野委員

それは当然のことだと思うのです。しかし市長自身は、分限懲戒審査委員会から答申が出た場合に、みずからの判断で、それは軽いというふうに思ったら、言葉は悪いけど、突き返してもう一回審議をやり直せということではできるのですよ。そうですね。違いますか。

○(総務)職員課長

それについては、可能だと思います。

○北野委員

そうしたら、分限懲戒審査委員会から答申が出たからといって、市長はそれをそのとおりとするのはなく、それはおかしいというふうに判断したら、市長自身はやり直しかけることができるのです。パーティ券を買った管理職については、おとがめなしなんていうことになれば、私は市民の世論が許さないとと思うので、この点だけは最後まで厳しい措置をとるように要求して、私の質問は終わります。

○委員長

共産党の質問を終結し、自民党に移します。

○鈴木委員

私のほうから、何点か質問させていただきます。

◎第三者委員会の提言について

まず、新聞報道にありましたが、第三者委員会が、市長への報告書のほか、本来は職場での不正を監視すべき立場の市職労に対しても、別の提言を行う方針を示している。ここでちょっとお聞きをしたいのですが、市職労というのは、そういうことを担っているのでしょうか。まず、その点について質問させていただきます。

○総務部次長

一般的な定義があるわけではございませんので、私が申し上げるということではできませんけれども、経過をちょっと話させていただきますと、外部委員としては、今までの審議の中で、職員組合の使命と申しますか、本来の役割についてのお考えがあり、この点については、提言を行いたいという考えをお持ちです。それで、本来の使命、役割とは、それぞれの方でまた考え方が違うと思っておりますけれども、この間の記者会見の中では、職場の健全性の維持ですとか、そういうものも職員組合の役割ということでの御発言があったと思います。そういう観点から、今回は提言を行いたいということでもございました。

ただ、今回の外部委員会の報告は、市長に対して行うという基本がございますので、労働組合に対する提言を、市長を介して行うというのは、労使関係の点から不適切であると外部委員の方がお考えになって、外部委員会としては直接提言をする方法をとると、そういう議論をして、先日の記者会見のときに質疑の中で御発言になったと、そういう経過でございます。

○鈴木委員

今のお話を聞いて理解はしたわけですがけれども、例えば、市長に提言するのと同じことを市民にお知らせする。別に構わないと思います。当然のことだなと私も思っております。しかし、最初は、市長みずからに第三者委員会

から提言をしていただきたいという内容で求めて、それをつくった。市民の方にも同等の内容を知らせる、これは構わない。ただ、だんだん何となく第三者委員会の性質といいますか、何か本来とちょっとずれているのかなという気が私はするので、その点はどうかということをお聞きしたいのです。

**○総務部次長**

今の労働組合との関係での御質問であれば、もともと外部委員会の目的は、事件の全容の把握と原因の究明、再発防止、この3点でございました。それで、その目的のために関係者からヒアリング等を行ってきました。そういう中で、それぞれの委員の方もお考えをお持ちですので、それを今回は市長への報告に含めるのが手続的に、法的に不適切であるというので、別の形をとり、独自に提言をするというスタンスをとっただけで、外部委員会としてのスタンスなり、それが変わったということとは私は考えてはございません。

**○鈴木委員**

最後に、この件は納得しますけれども、要するに市長にそういう提言をしたほかに、市職労にも提言をしなければならないという判断の下にしたのかということなのです。というのは、要するに職員のほうは市長が当然トップリーダーでございますので、市職労のほうに同じような形の指示をしなければならないのかということをおちょっと感じたものですから、そういう質問をしたのですけれども、その件については全く関係ないという考えでよろしいのですか。

**○総務部副参事**

市職労に提言をしなければならないということではないと思うのですけれども、ただ先般来、話に出てきておりますのは、市職労に、いわゆる監視と言うとちょっと言いすぎかもしれませんが、健全な職場を維持するという役割を期待したいと。要するに期待したいという部分での提言と聞いてございます。

**○鈴木委員**

市長がリーダーシップをもってこうやりたいということを進めるということなのですね、基本的にはそういうことですね。たまたま市職労のほうにもそういうことを言っておいたほうがいいたろうという理解でいいですね。

**○総務部副参事**

言っておいたほうがいいと言うと、ちょっと語弊があるかと思うのですが、先ほど説明しましたように、再発防止ですので、市職労にもそういった役割を期待して、当然のことながら市長に報告するわけですけれども、それ以外にさらに再発防止に役立つものがあれば、そういった役割にも期待したいということで提言をするという形に今なっているということでございます。

**○鈴木委員**

**◎議会のチェックについて**

先日、政治資金規正法違反問題に関して市民から意見を聞く会の2回目、PTAの方を対象に行いました。その中で、ちょっと気になりますというか、本当にそうだなというのが、「未然に防げなかったのは、議会のほうにも責任があるのではないかというふうに私は見ている」というお話があったのです。実際そういうことは基本的には市の内部でやっていただくのですけれども、やはり我々議員も何かしらの再発防止に関しては、今後、関与していかなければ、そういう目で見られていますし、実際そうなのだろうというふうに思っています。

それで、議員を、何かしらのそういう再発防止のシステムに組み入れるという考えはお持ちかどうかをお聞きしたいです。

**○総務部副参事**

今回の事件につきましては、市役所内部で起きた事件でございますので、今後につきましては外部からのチェックですとか、あるいは、今、委員がおっしゃいましたように議会からのチェック、これはこれまでもありますけれども、より一層のチェックというようなこともやはり必要と思っておりますので、そういったことは当然のことな

がら考えていかなければいけないというふうに思っております。

○鈴木委員

◎再発防止案の概要について

そこで、再発防止の件で、先ほどの報告を聞いていると、来週にも第三者委員会から市長への報告があるであろうというお話でした。たぶんというか、これは憶測で言うてはいけないのかもしれませんが、第三者委員会からは、例えばこういうことをできないようにしてくださいというのが来るのか、こういう機構をつくって二度と起きないようにしてくださいというところまで来るのかというのは、現時点ではわからないのですか。要するにソフトだけをよこすのか、ハードも含めた形というか、そういう委員会の構成とかまで突っ込んだ形で提言されるのかということをお聞きしたいのです。

○総務部次長

概要的なものは今整理しているところなので、この委員会の審議を受けて、また調整する部分もございますので、最終的な再発防止の提言等の部分については、今ちょっと答弁は差し控えたいと思います。

○鈴木委員

そこで、先ほど言った第 2 回の聞く会で、早く再発防止案を出していただきたいという御意見もあるのです。そういう中で、例えば第三者委員会から、こういうことをできなくするような体制をとってくださいという提言があった場合、受ける側として、そういう準備は要らないのですか。また前回と同じ繰り返しになるのですが、そういう心構えと進め方というのは、要するに何をやるにしても、人数やシステムが必要なわけです。確実に何かをやらなければいけないのですというときに、お聞きしてそういう提言をいただいてから、ではそれに見合った形をつくろうという進め方でいいのですかということをお聞きしたいのですが。

○総務部副参事

今、委員がおっしゃったことは、もっともだと思っており、実はもう既にやったこともございます。一つ例を挙げますと、公益通報制度につきましては、職員のイントラネットとして、職員だけが見られる部分があるのですが、そのトップページに公益通報が載っていないで、何か所をクリックして入っていかないと見られない状態に今までであったわけなのです。

それで、この制度の存在自体が PR 不足もあって、なかなか職員には知られていなかったという面もあったかと思うのです。そういったことで、実態としてもなかなか使われてこなかったわけですが、今回こういったものについては、少しでも使いやすくなるように、この 8 月に公益通報制度をトップページに持ってきました。職員の目に触れるように、使いやすい制度となる一助として、実はそういったことも既にしております。

ですから、そういったことも一例としてはありますし、それ以外にも今後必要となるような研修等については、今、内部でどういった進め方をしたらいいのか、事前準備はしているところです。

○鈴木委員

再発防止の第一は、まさに本人の良心に任せるところなのです。ということは、その方がそのことを知っていなければいけないのです。ですから、こういうことはいけないよとかいいよとか、庁内通達でもいいですし、何でもその人に知っていただく。次に、監視と言ったら言い方が悪いですが、だれかが見て、監視、観察していて、これを見たときにはいけないよというシステム。それからもう一つは、さっきの公益通報者ではないですが、なかなかそれは言いづらいと、そういったときにだれかが外に向かって言う、第三者委員会から、この三本立てがある程度求められるのだと思うのです。

ですから、そういったことを言われたときに、市長としてはなるべく早くこの再発防止策の案を出して、市民の皆さんにも、我々にも、そして庁内の職員にも、これなら防止できるねということを示さなければならないと思うのです。それをもって、本当の意味で、ああ今後大丈夫だねという話になると思うので、そのことを第三者委員会

から来たときに即応できるように考えていただきたいというのが先ほどの考えなわけですが、そのことについてどう考えていますか。

#### ○総務部副参事

今、委員からお話があったことにつきましては、当然のことながら、もう近々、外部委員会からもそういった提言が出てまいりますので、我々としてもそれが出てから、ゼロからスタートということではなく、当然のことながら、研修ですとか、今お話しがあった外部からのチェックをどうしたらいいかというようなことも含めまして、その他のことについても内部ではいろいろと日々検討しております。御心配をいただいて大変ありがたいのですけれども、そういったことにつきましては、我々も、今、事前に着々と準備は進めているところでございます。

#### ○鈴木委員

準備をされているということなので、よろしくお聞きしたいということなのですが、確かに現時点では、庁内でこの問題について、そういうことは二度とやめようという話にはなっています。そして、二度とその部分では起こらないとは思っておりますけれども、やはりそうはいっても、これで時間がたったり、そしていろんな方が出入りしたりしている中、また起きる可能性があるときに起こさせない、この方法をいかにしてとるかというのが今回のこのお話でありますので、ぜひともそのところをよろしくお聞きしたい。

市長にぜひお聞きをしたいのですが、本当にそういった意味では、限られた時間だと思います。というのは、なぜ急ぐかというのは副市長の件もありますけれども、やはり市民の皆さんがこの問題の決着を早く望んでいるわけなのです。少なくとも市長が示される再発防止の考え方に、これなら次は大丈夫だろうという考えを持てるようにしていただきたい。そして、その後に、今までのことを払拭できるだけの仕事をさせていただきたいということなのです。その点についてはどうなのでしょう。

#### ○市長

今、前田副参事のほうからもお話をさせていただきました。庁内的には、今、鈴木委員がおっしゃるように、外部委員会からどのような形で再発防止策が示されるか、あるいはこの特別委員会で再発防止に対しどのような御意見が出てくるのか、そういったことを踏まえて、できるだけ早く再発防止に取り組んでいきたいというふうに思っております。私自身も、先日、管理職研修があったときにも、既にこういった問題について、いろいろとお話をさせていただいているところでございます。庁内的には、今お話しがあったような形で、ここに今、打合せの資料がありますけれども、進めておりますので、遅れることのないように取り組んでいきたいと思っております。

そして、今日の本会議でも話させていただいたように、今、いろいろな問題が山積している状況でございますので、何とかそれらに取り組んでいって、市民の皆さんからの信頼を一日も早く回復させていただくように努力してまいりますので、どうかよろしくお聞きいたします。

---

#### ○上野委員

再発防止について幾つかお尋ねしたいと思います。

#### ◎外部委員会からの提言について

まず、先ほど鈴木委員から質問がございましたけれども、市職労のほうにも外部委員会から提言があるということで、市長に報告される内容は、概略を市民に公表していくと新聞記事に載っていました。たぶん市長に提言される内容と市職労に提言される内容は、立場が違いますので同じものではないと思うのですが、再発防止について、今後当然ガイドラインなどをつくっていくと思うのですけれども、その中で市職労に対して出した提言というものを、今後組み入れながらのガイドラインをつくっていくのか、それとも外部委員会から市長のほうに提言されたものだけを検討して考えていくのか、今後の再発防止策の策定に向けて、その辺をどのようにお考えなのかお聞かせください。

### ○総務部副参事

基本的に、外部委員会からは市長に対する報告ということになるわけですが、市職労に対しては、外部からのチェックの役割に期待したいということでの提言でございます。そういった意味では、当然のことながら市が再発防止策を考えていく場合のメインの部分につきましては、市長への報告に基づいて、その内容を十分検討した上で定めるという形になります。

### ○上野委員

#### ◎再発防止策のスケジュールについて

わかりました。立場が違いますので、いろいろな観点がありますが、目的は一緒でございますので、ぜひとも再発防止に取り組んでいただきたいと思います。その再発防止策なのですが、鈴木委員から先ほど質問がありましたけれども、その内容が機構も含めた形なのか今もいろいろ検討されているということなのですが、具体的に来週には外部委員会からの報告が上がるということで、先ほどスピーディにという意見もありますけれども、それを踏まえていつごろまでに概略をまとめ、再発防止策を提案していくのか、そのスケジュール、行程のあらあらでもお考えでしたらお答えいただきたいと思います。

### ○総務部長

再発防止策に向けてのスケジュールということだと思いますけれども、先ほど来、外部委員会の経過について話させていただいておりますが、来週中には市長のほうに報告が出るというふうなことでございます。市が策定する再発防止策につきましては、既に外部委員会と並行して、私ども事務レベルでもどういったことができるか、あるいは従来の制度をどう拡充するのか、強化していくのかということにつきましては、内部でもやっております。ですから、外部委員会からの答申が出てから初めてスタートさせるわけではございませんので、今月中に再発防止策はお示ししたいというふうに考えてございます。

### ○上野委員

今月中とのお答えをいただきましたので、ぜひともスピーディに再発防止策を策定していただきたいと思います。

#### ◎議会のチェックについて

では、次なのですが、先ほどの鈴木委員からの意見の中で、議員としてのチェックも強化していきたいと、そういうようなお話しがありましたけれども、例えば議員としてどのような形のチェックなどをお考えなのか、定期的に報告などがあるのか、あるいは違った形でまた別な組織を組み立てるのか、そこら辺の構想というものを今お持ちでしたら、お聞かせください。

### ○総務部副参事

今、まさに委員が言われたことなのですが、今月中に、今、総務部長から答弁したように再発防止策をまとめますので、その中でしっかりと位置づけていきたいと思っております。今段階で内部でちょっと検討していることで申し上げますと、議会からのチェックという意味では、例えば年に1回とか2回、定期的に議会に一定のそういったコンプライアンスに関する報告をするといったようなことを考えておりますが、これは今月中に策定します再発防止策の中でもうちょっと変わった形になるということもあり得ますので、現段階でということで御承知おきいただきたいと思っております。

### ○上野委員

#### ◎市民向けの広報のあり方について

それでは最後に、先日PTAと行った市民から意見を聞く会の中でも、いろいろな意見があったのですが、この報道が出たときに、お立場が、テレビなどの報道で大変小樽に対し不安を感じて、何でこんなにテレビに出るのだと。いい面でテレビに出ればいいのですが、そういう面で子供が非常に不安を感じる。子供を育てていく親としても、これは感覚的な問題ですが、小樽の将来に非常に不安を感じるということで、ぜひとも再

発防止にすぐ取り組んでいただきたい、二度とこういうことを起こさないでいただきたいという強い御意見をいただきました。

その中で、今、いろいろ内部でも取り組まれている、あるいは研修会等もお考えということなのですが、今までの委員会等で行われてきた答弁というのは、新聞報道が一番記事になるのですが、そのほか小樽市として、市で取組をしているというものを、もっと市民に広く周知すべきではないかと。再発防止策ができて、それが広く周知されなければ、私もそうなのですが、市民は何をやっているかわかりません。新聞報道だけではなく、小樽市として前向きにそういうところに取り組んでいく。例えば研修会をこれから行うのであれば、研修会の中身がどのようなもので、どう取り組んでいるのか、あるいは今、内部で御検討されていることがいろいろあるのであれば、その取り組んでいる姿勢の一端でも、広く市として広めていくという、そこがたぶん意識改革の第一だと思うのです。まず外に対して自分らがこのように取り組んでいるということを見せていく、その広報といいますか、姿勢というものを今後どのようにお考えなのか、最後に一点だけお聞かせいただきたいと思います。

#### ○総務部長

市民向けの広報のあり方についてということだと思いますが、私どもがこれから策定いたします再発防止策につきましては、議会の御議論も踏まえまして最終的な成案となるわけですが、それは今御指摘のあったとおり、市民の皆様には公表させていただきたいというふうに考えております。みずから再発防止策を公表することが、自分たちに対し、一定程度の抑止力にもつながるというふうに考えておりますし、また市長の公約であります市民力を生かしたまちづくりというのは、やはり市民の理解があって市政が推進できると考えております。ですから、再発防止策等については広く市民に公表していきたいと思っておりますし、その進捗状況などについてもあわせてお知らせしていきたい、このように考えております。

#### ○上野委員

ぜひとも市として、そのように前向きに取り組んでいる、その姿勢が変化しているということを、この委員会もそうなのですが、今後とも広く、多くの市民にも周知していくようにしていただくよう、よろしくお願いいたします。

#### ○委員長

自民党の質問を終結し、公明党に移します。

---

#### ○秋元委員

##### ◎市民から意見を聞く会でのPTA会長の意見について

初めに、先日、当委員会としてPTAの皆さんから意見を聞く会を開き、広くPTAの方から御意見を伺いました。この会のお話等々は市長にも伝わっていると思っておりますけれども、この話を聞いての市長の感想を伺いたいです。

#### ○市長

私はその会には出席しておりませんので、ペーパーで報告を受けましたけれども、今回の政治資金規正法の問題で今、いろいろと市民の皆さんに御迷惑をかけている状況の中で、子供を育てているPTAの皆さん、役員の皆さんからの子供への教育というような観点の御意見も含めて、やはり二度とこういうことがあってはいけない、そういうような思いでお話を聞いておりました。

#### ○秋元委員

##### ◎管理職へのアンケートについて

私も、子供を持つ親として、当日、会長さんからの話を伺って一番つらかったのは、自分たちの子供をこの小樽に住まわせたくないというお話を聞いて、非常に自分自身も反省するとともに、二度と同じような問題を起こし

てはいけないというふうに再度認識したところであります。

前回のこの委員会で伺わせていただいた件で、何点か初めに再度、伺いたいのですが、8月3日の委員会のおきに管理職のアンケート結果を提出していただき、その中では、今回の事件の原因についてどう思いますかということに対し、法令遵守の意識の欠如ですとか公務員としての倫理観の欠如、また政党や政治団体と市との間の緊張感の欠如などがありましたけれども、私はどれについても、これが原因だと当事者の方々が思っている以上は、すべての原因を排除していかない限り、きっといつかまた同じような問題が起こるのだろうというふうに思うのです。

特に私自身が前回は指摘した、政党や政治団体と市との間の緊張感の欠如ということについて、具体的に何か意見とかというのはありましたでしょうか。Q9の政党や政治団体との関係に関するもので14件の意見が寄せられているようですが、何かもし具体的なものがあれば、すべてでなくて構わないのでお示しいただけますか。

○(総務)総務課長

いただいた意見の中には、議員や政党団体から、そういうお話の部分があるので、そういったことについてルール化できないだろうかというような意見の記載などがございました。

○秋元委員

もう少し、具体的に何かないでしょうか。

○(総務)総務課長

政党とのかかわりの部分では、政党との関係について等距離で対応すべきとか、それから選挙の際には特定の候補者、政党に有利な行動や言動は行わないようにすべきとか、政党機関紙やカンパなど、個人のつき合いのレベルを残すと現状としては何も変わらないとか、選挙や政治活動への関与については、先ほど答弁したこととも関係しますけれども、組合活動を含め明確な基準は、倫理規定の作成などにより、これに関与した者の処分内容を明確にすべきとか、イベントチケットの購入、集会等への動員等の要請に対しては厳選する、あるいはすべて断ることを決定する、そのような内容の意見が職員から出されているところでございます。

○秋元委員

その中で先ほども言ったとおり、政党、政治団体とのかかわりについては、今回、意見を寄せていただいた方のお話もそうなのですが、最後のページを見ると、これまでカンパや寄附などの協力に応じたことはあるという方が103人もいるということで、全体の77.4パーセントにもなるという非常に残念な結果であったのです。前回、課長のほうからは個人的な部分も含まれるというようなお話もありましたが、きっとこのアンケートに答えた方は、そういう意味では決してなかったのではないかというふうに思うのです。今回、特に政党や政治団体とのかかわりについて出された意見を、再発防止策にどのように生かしていくのか、その辺の考え方というのはありますでしょうか。

○総務部副参事

今の委員からの御質問は、ある意味ちょっと車の両輪の部分にあたるかと思っております。そういった意見を受けての市側の規制と申しますか、ガイドラインと申しますか、そういったものとともに、やはりちょっと言いづらいのですが、議会側からの規制と申しますか、それぞれ双方があって初めてうまく機能するのかなというふうに思っております。そういった意味では、再発防止ということでは市だけ、議会だけということではなく、双方でそれぞれそれなりの一定のルール決めがあることで機能していくのかなというふうにはちょっと考えております。

○秋元委員

◎過去のカンパや寄附行為について

原因については、例えば相乗りだとか、たくさん報道されておりますけれども、私自身は原因というのは一つではないと思います。たくさん原因があるのですが、今回、政党や政治団体からカンパや寄附などが過去から求められていたということが数字として明らかになったことに対し、非常に心配されている市民の方が多くいると

思うのです。例えば過去からどのような形や、方法で求められていたのか、そういうものは現在もあるのか、また、もし現在では行われていないのであれば、いつぐらいまでそういうカンパや寄附行為などがあったのか、お答えいただけますか。

○(総務)総務課長

今御質問のあった、政党などのカンパの関係は、組織として受けているというよりも、私で言いますと、個人で受けているような形というふうに考えてございますけれども、私の実例でちょっと申し上げさせていただきますが、自宅のほうに封書で、そういう協力してくれないかという形で協力の依頼があったところです。今年については、今のところ来ておりません。

(「過去は」と呼ぶ者あり)

過去についてですが、やはり私が管理職になってからは、同じような形で、大体そういうような依頼が自宅のほうにあったというふうには記憶してございます。

○秋元委員

それは前回、課長から個人的なものも含まれるというような話がありましたけれども、例えば課長のところにそういう封書でカンパや寄附の求めがあるというのは、個人として特に支持している政党や政治団体であれば、それは別に問題ないと思うのですが、個人の話を知るとあれかもしれないですけれども、求めに応じているという方はかなり大多数いるわけですから、課長のところに来ているということは、ほかの方のところにもきつと来ていると思うので、そういう状況というのはほかの方からお話を聞いたこととかありますか。

○(総務)総務課長

その辺につきましては、前回、8月3日の特別委員会の際にアンケート調査の結果を配付しています。その最後では、政党や政治団体からカンパや寄附の協力を求められ、それに応じたことはありますかという設問をさせていただいていますが、そこで77パーセントほどの職員があるというふうに回答しておりますので、私と同じような形の協力依頼がほかにもあるのかなというふうには感じております。

○秋元委員

◎政党や政治団体とのかかわりを禁止することの明文化について

今回の再発防止策の中に、この政党や政治団体とのかかわりについてしっかり明記しない限り、きつとまた同じような、たぶん数年後かもわからないですけれども、新しい管理職の方々のところに、カンパや寄附が求められることになるのではないかと思います。ですから、再発防止策の中で、政党、政治団体とのかかわりについて禁止する条項といいますか、明文といいますか、しっかり書いていただきたいと思っておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

○総務部長

カンパや寄附を求められ、それに応じることは基本的には悪いことだとは思っていません。これは憲法で規定されているとおり、我々公務員であっても、何人も信条なり思想の自由があるわけです。何が問題かというところ、このカンパや寄附が行われている場所あるいは時間です。今回、問題になっている一つの点は、職場の中で行われたということです。それともう一つは、カンパや寄附などのやり方というのでしょうか、強要はされていないと思えますし、もちろん強要などがあってはならないことだとは思っています。議員とのそれなりの関係があつて受けざるを得ないということもあるのだとは思っておりますけれども、私どもはカンパや寄附があつて、それに応じることが悪い、禁止するという考え方は基本的にはございません。

○秋元委員

私は個人的なことを言うつもりはないですし、たぶん法的にも個人がどこの政党、政治団体を支持しようが、それはもう個人の自由ですから構わないのですけれども、ただこういう調査の中で出てくると、やはり何か政治団体、

政党と市の管理職の方々のつながりの一つとして、これは見られますよね、どうしても。私も、たぶん 103 名の方の中には、自分が支持しているから寄附やカンパをしているという人は少なからずいると思います。結構な人数いるのではないかというふうには思います。喜んでしている人というのは、どのぐらいいるかわからないですけども、いると思うのですよね。

でも、地方公務員法でも、政治とのかかわりという部分では、しっかり第 36 条で明記されていますから、それは再発防止の中でしっかりうたっていかなければいけないというふうに思うのです。地方公務員法の第 36 条政治的行為の制限の中には、「職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに、反対する目的をもって、次に掲げる政治的行為はしてはならない」という中の一つに、三つ目、「寄附金その他の金品の募集に関与すること」ということがあります。これは非常に意味難しいところといえますか、積極的に求めなければ募集にならないのかもしれませんが、見る人が見れば、寄附金に応じているのは地方公務員法に違反するのcaというふうな見方もあると思うのです。ですから、市民の方にしっかりわかってもらう意味でも、地方公務員法の第 36 条に基づいた政党、政治団体とのかかわり合いの区別というのは、しっかり明記していただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

#### ○総務部長

先ほども申し上げましたとおり、協力に応じていくということは禁止いたしません、寄附なりカンパの求め方というのですか、あと私ども公務員としての応じ方といいますか、そういった一定のルールというか考え方は、再発防止策の中に盛り込んでいきたいと思っております。今、委員がおっしゃるとおり、我々は地方公務員法で地方公務員としての中立性というのは規定されているわけですから、市民の誤解を招かないためにも、そういったルールは再発防止策の中に規定していきたいというふうに考えています。

#### ○秋元委員

ぜひよろしく願いいたします。

#### ◎アンケートで違法性を知っていたという 8 名の処遇について

先ほど、北野委員からもありましたが、私も前回言ったのですけれども、今回のアンケートの中で、違法だということを知っていたという方が 8 名いらっしゃいました。それで、刑事訴訟法の第 239 条、要するに公務員が職務の中で違反行為をしていることを知っているにもかかわらず告発しないこと、第 239 条は告発の義務ですから、8 名の方はこの法律に違反することはないかというふうな質問をさせていただきました。私もこの法律の中身を調べましたら、非常に法的制限といえますか、明確な法令上の制裁の根拠はないというふうに書かれておりました。ただ最後に、しかしということで、職員の職務の性質にもよりますけれども、明らかに犯罪があることを職務上発見したときにそれを告発しないことは、法秩序全体の趣旨から見て、公務員としての道義的責任を問われ得るものである場合があるとう。だから、何ら相当の理由もなく告発しないことは場合によっては、職員の懲戒理由になる余地もあるというふうに明記されているのです。先ほどもお話がありましたけれども、私もこの 8 名の方の処遇といいますか、知っていたにもかかわらず言わなかったという部分はどうかと思うのですけれども、その辺はどのようにとらえられていますか。

#### ○(総務)職員課長

無記名で行ったアンケートですから、その 8 名がだれかというのを特定するのは非常に難しい部分であって、特定されない限り、処分の対象とするのは難しいことだというふうに考えております。ただそれが本当にそういう意味で知っていて言わなかったものなのか、それとも前回、前々回あたりで話がありましたけれども、そういうふうにならぬと書いてみたりしている人もいたのかというあたりは、それはちょっとはつきりわからないところがありますので、懲戒処分というはつきりした対応は難しいかなと思っております。

## ○秋元委員

### ◎公益通報制度を無記名で行うことについて

無記名ということで特定が非常に難しい部分であると思うのですが、反対の問題として、以前に公益通報制度の利用がこれまでゼロ件だったということの原因は記名式であるということと、その回収場所が職員課人事係に行っていて、そこで精査するということでした。私としては無記名の部分もぜひ必要なのではないかとこのように思うのですが、この辺はどうでしょうか。

### ○総務部副参事

現在の規定といいますか、決められているルールでも、原則として実名という形で書かれており、すべてが実名でなければいけないというふうに 100 パーセントになっているわけではございません。今後も、すべて無記名でいいですという形にはたぶんならないと思います。ただ、今後使いやすくするという観点からは、実名をベースにしながら、匿名であることの一定の合理性が担保できれば、そういったものは認めていくというようなことは、今後考えていかなければいけないかなと思ってございます。

## ○秋元委員

今回のアンケートも回収率が 97.2 パーセントということですが、無記名で行ったからここまで回収率が高まったのかなというふうには思うのです。いろいろな問題もあるかと思いますが、再発防止という部分で考えていくのであれば、無記名の部分もぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

## ○千葉委員

再発防止策と若干重なっていることは割愛をいたしまして、質問させていただきたいと思います。

### ◎外部委員会が行ったアンケート調査について

先月 22 日、PTA 会長から御意見を伺ったことについて、先ほど市長のほうにもその内容が、文章で行っているということを伺いました。1 回目の町会長との市民から意見を聞く会でも厳しい御意見がありましたけれども、PTA 会長からも本当に厳しい御意見が多々ありました。でも、その中で私の受止め方としては、もちろん今回の再発防止を早急に進めてもらいたい一方、学校再編、また学力の低下等々、本当に教育現場には課題がたくさんあるので、そちらにもしっかり目を向けていただきたいという御意見も多かったかなというふうに思っております。

先ほどから、いろいろ再発防止に向けて御質問、御答弁がありましたけれども、これまでもこの委員会としては風通しのいい組織、また意識改革が非常に大切であることや、今後、政治資金規正法の周知徹底をどのようにしていくか等々意見を述べさせていただいております。

市のほうで管理職にアンケート調査を行いましたけれども、外部委員会でもアンケート調査を行っているということで、これは両面から再発防止にいろいろ取り入れられていくのかなというふうに思っております。外部委員会のほうの詳細はおっしゃれないと思いますが、どういう視点で外部委員会のアンケート調査が行われたのかについて、もしお答えいただければお伺いしたいと思います。

### ○(総務)総務課長

外部委員会が行ったアンケート調査についてですが、その概要について報告させていただきます。このアンケートにつきましては、関係者のヒアリングを行いました。その一環として、今回購入した職員からも、何点かですけれども、意識を聞いて確認したほうが良いという外部委員会の判断の下に、退職者を除き、パーティ券を部長から買った次長職と課長職、105 名に対してアンケートを行い 103 名から回答がございました。2 名が回答していない形になってございますけれども、8 月上旬にアンケート調査を行いました。その期間、長期の病氣療養で入院していた職員が 2 名いますので、ほぼ 100 パーセントの回収となっております。

設問は大体 4 問なのですが、一つ目の設問が、皆さんの中で買ったときに、上司に対して政治資金規正法違反だ

とは指摘しなかったけれども、何かしら問題ではないかとか意見を言いましたかという内容になっております。それについては、問題があると言ったと回答した者は 2 名という形でした。あとの者はないという形になっています。

それと、2 問目は、購入してしまったことに関して、本委員会に何か意見がございますかという設問です。それについて「ある」と答えた職員が 45 名です。3 問目では、「ある」と答えた職員に対して、その内容を記入してくださいという内容になってございます。

それと、最後に外部委員会のヒアリングに応じてもいいという職員がいたら名前を書いてくださいということで、前段に外部委員会としてヒアリングを行った 3 名ということで報告いたしましたけれども、3 名の職員から外部委員会のヒアリングを受けてもいいという回答があったという内容になってございます。

## ○千葉委員

### ◎再発防止に向けての要望について

再発防止に向けては、今回ヒアリングをされた内容と当特別委員会のいろいろな質疑等を踏まえ、市でもいろいろ検討を、今、並行して行われているということなのですが、要望として 2 点確認をさせていただきたいと思えます。再発防止策として先ほど年に一、二回、議会ですとかそういうところにコンプライアンスに関する報告を考えているというお話もございました。これというのは例えばコンプライアンスの推進計画的なもので、年間の行事として今後進められていくものなのかどうかということと、あと今後、再発防止に関して、いろいろな項目が出てくると思いますが、しっかりと責任ある部署の明確化をお願いしたいということです。

先ほど、上野委員のほうからも若干御質問があったのですが、今回の件は非常に大きな問題になったのですが、私として何に対して一番問題意識を持っているかということと、市民の信頼を失ったということなのです。今後、市民の信頼を取り戻すための取組として、指針的なものをしっかりと市民向けに出していただきたいということを要望いたします。それに関して御答弁いただいて終わりたいと思えます。

## ○総務部副参事

今 3 点ほど御質問があったかと思えますけれども、報告については、内部で今、検討していることということで、年に 1 回程度と話しましたが、先ほどもちょっと説明したように、今後につきましては、外部からのチェックというようなことが大事かなというふうに思っておりますので、そういったものとうまくリンクしながら、そして 1 年のうちに定期的に議会にも報告させていただくというような形、仕組みづくりをしていきたいと思っております。

また、部署につきましては、今、私がコンプライアンス担当ということで配置されておりますけれども、今後どういった形になるかはちょっと別にしまして、今までなかった専門の部署ができておりますので、ここで今後そういったものは担当していきたいと思っております。

## ○総務部長

3 点目は、先ほど上野委員に答弁した部分と関連がありますので、私のほうから答えさせていただきますけれども、市民から失った信頼を回復するためということの御提言だったと思えます。先ほどの答弁と重複いたしますが、当然、我々がこれから策定していく再発防止策、こういったものを公表するということは、やはり市民の信頼を回復するために、市が日ごろどういふことに力を入れているのかということを知っていただく上でも、十分重要的なことだと考えております。また、私どもみずから公表することによって再発の抑止力にもつながるのではないかとこのように考えておりますので、再発防止策もそうですが、その後どういった形で進めていっているのかということも、適宜、いいタイミングで公表していきたいと考えているところでございます。

## ○委員長

公明党の質問を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

◎外部委員会からのヒアリングについて

私は、外部委員会から市職労に対するヒアリングがあったということで、先ほどの質問とちょっと角度が違うものですから、質問したいと思うのです。私は、外部委員会をお願いをした経緯からいって、どういうところに質問されようが、どういう答申を書かれようが、それは仕方ないと思うのですけれども、初めからこのヒアリングを市職労に対して行うということで、何を聞こうとしているのかというのが、ちょっと趣旨が私は理解できなかったのです。組合といっても執行権がそれぞれ違う組合があると思うのですが、それら全部の組合にヒアリングは行われたのでしょうか、その点についてまずお聞きしたいと思います。

○総務部次長

すべての組合ということではなくて、市職労の役員ということで1名お聞きしております。

○林下委員

それは、市職労が組合を代表した形で、ヒアリングに応じたという形になっているのでしょうか。

○総務部次長

明確な形で、ヒアリングの際に、それぞれの団体を代表したという形ではお話ししてございません。そのヒアリングの聞き取りの中で外部委員の方が思われた部分があって、それで今回の提言をしたいと判断されたというふうに思っています。

○林下委員

先ほど、市職労に対し職場の監視、あるいは健全な職場の維持を期待していると、委員の方からそういう話があったというような議論がありましたけれども、ちょっと角度が違っているのかなと私は思うのです。外部委員会の委員の方は、私ども議会に対して特別ヒアリングがあったわけでもありませんし、市職労に対して提言をするというようなことはあったのですけれども、外部委員会の動きとして、議会に対してそういう何か察知されているものはあるのでしょうか。

○委員長

期待されているのでしょうか。

○総務部次長

今の職員組合の関係は先日の記者対応の中でお話があった部分で、それについてはお話が出た部分で答弁しておりますけれども、それこそ今、最後の詰めを行っており、最後の段階でございますので、いろいろな角度を含めて検討されているということはお話させていただきたいと思います。

○林下委員

◎再発防止に向けた取組の進捗状況について

外部委員会の最終的な答申がどうなるかわからないのですけれども、私どもの特別委員会とはいろいろな角度から違った見方で、この間、作業が進んでいるのかなというふうに思うものですから、今、質問させていただきました。

それで、ほぼいろいろな議論が出尽くして、再発防止に向けた取組についても、先ほどから議論があるわけでありまして、コンプライアンス担当副参事として、この間、日常的な遵法精神、法律遵守については、これは答申があるかないかにかかわらず、いろいろな検討をされてきていると思うのですが、再発防止ということも含めて、この間の作業はどのような進捗状況になっているのか、お聞きしたいと思います。

○総務部副参事

今までやってきていることということでございますけれども、先ほどちょっと申し上げました公益通報制度については一部見直しをかけまして、職員の目につきやすいようにしたということがございます。それにあわせて、先

ほどはちょっと話しませんでしたけれども、公益通報は実は民間の部分もございますので、今まで内部のイントラネットにしかないと、逆に言うと外の方は見られませんでした。ですから、それは市のホームページに移しまして、市民の方が使いやすいということもあわせて 8 月に行いました。ですから、市民の方も、市民用の部分については、市のホームページで見られるようになったということでございます。

それから、研修については、新規の研修ですとか急いでやらなければならないもの、それから新年度に入ってからやらなければいけないもの、こういったものを整理しながら、いきなりすぐできませんので、いろいろな手配、それから準備、こういったものについて、今、内部でいろいろ検討を進めてございます。

あとイベントチケット等の関係も、先般来いろいろお話が出ておりますけれども、今、具体的にどういった形がいいのかということで、内部でこれも事務手続を既に進めてございます。これはちょっと近々答えを出して実施したいと思っていることでございます。

以上、まだまだ本当はあるのですが、概括的に申し上げますと、こういったことがございます。

## ○林下委員

### ◎市長の 2 度目の処分について

私は、今回、会派の代表質問に立たせていただきますが、市長の所信表明もあったということ踏まえて、私も質問させていただく用意をしているのですが、私ども会派の態度として、この政治資金規正法問題に関しては、議会の調査特別委員会としてもいろいろな市民の皆さんから意見を求めてきましたし、厳しい御意見も厳粛に受け止めなければならないということで、前回の委員会でも私の考え方を表明いたしました。その処分の内容、刑事処分、あるいは行政処分を踏まえて、十分に社会的な制裁も受けたという立場で話しましたけれども、今回、同じ事案で、市長は 2 度目の処分をする条例案の提案をされております。この市長の今日の所信表明を含めて、再発防止という観点では非常によく伝わってきたのですが、市長が 2 度目の処分を受ける決断をした思いというのは、市長の生の声として私はあまり伝わってこなかったというふうに思うのですが、その点について私も代表質問で聞きたいと思っていますから、今お答えができないのだとすれば結構ですが、もし市長の生の声が聞けるとすれば、ぜひお答えをお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

## ○市長

5 月の臨時会で私自身の責任のとり方として、10 分の 1、3 か月ということを示させていただきました。その後 7 月に入って、部長の処分を含め、ああいう形で発表させていただいたところでもありますけれども、それに基づいてやはり最大の 6 か月という処分をさせていただきましたので、私自身もその責任のとり方としては、やはりさらに 10 分の 1、3 か月をプラスして 6 か月と。それだと部長の処分と同じではないかということですので、12 月の期末手当を 50 パーセントカットと。こういうことで私自身も大変重く感じておりますので、そういう形で今日提案をさせていただいたところでございます。

## ○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

---

## ○成田（祐）委員

### ◎過去のパーティ券取扱いの調査について

ただいま皆さんからは、再発防止策等さまざまな提案を言われていますが、私は 1 点だけどうしてもまだ確認しなければならないことがあると思っています。過去のパーティ券の取扱いについてだけは、これはもう少し聞かなければならないと思うのですが、管理職のアンケートの中でも、4 年前、8 年前、その以前の部分でそういったものがあつたのではないかと認識しているような回答があつたわけですよね。その中で過去にあつたパーティ券の取扱いの部分さらに市独自で調査しているのか、若しくは外部委員会でその部分についての深い調査が今なされて

いるのかどうかというところをお答えいただけますでしょうか。

○(総務)総務課長

前回の委員会でアンケート調査の結果を示していますが、市としてはそれ以降、この部分についての調査はしていません。

○成田(祐)委員

◎原因の共有化について

なぜこの問題だけいまだに何度も追及しなければならないかという、原因があるわけです。今、他会派の皆さんが再発防止策の話がされているのはよくわかるのですが、そもそも原因は何なのというところがまだ出ていないのです。これは外部委員会ですっきり原因が示されるのか、若しくは市の見解として原因が示されるのかということです。原因がわからずして再発防止策を唱えるというのは、やはり違和感があるわけなのです。土砂崩れがあったときに、ではその原因は何なのかといたら、やはり地盤が緩かったとか、雨がたくさん降ったとか、芝が生えていなかったとか、いろいろな原因があるから、ではさくをつくろうという話になると思うのです。しかし、何も原因がわからずして、とりあえず防止策だと言ってさくだけつくって、コンクリートで固めてという話にはならないと思うのです。

では、何が言いたいかという、今回の事件の原因、起因となったもの、その源流がいわゆるどの時期に何が始まったからこういったことが起こってしまったのかという、そういった原因がつかめなければ、再発防止策ということを考えるに至らないと思うのですが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○総務部次長

先ほどもちょっと質問がありましたが、外部委員会として、今まで、先ほどもお話したように 22 人の方からヒアリングしておりますので、その中で過去のことについての質問項目も一部あったというのは事実でございます。あとは、外部委員会として、最終的にどのような形で今回の原因があったかというのは、今取りまとめておりますので、それは報告書を見ていただいて御判断いただくしかないかなというふうに考えております。

○成田(祐)委員

いわゆる再発防止策を考えると、先ほど、共産党からは相乗りと言っていたし、私自身も何かいろいろ考えています。でもほかの会派の方は、もしかしたらこれ市職員の単純なミスだった、そういった思い違いだとかというように、いろいろな会派の方が、みんなそれぞれ原因が別だと思って考えて再発防止策をチェックしていれば、これまたごちゃごちゃになるわけなのです。何が言いたいかという、では原因を皆さんで共有させてほしいと。どの会派も、まず原因はこういうこと、こういうことがあったから、ではその再発防止策を訴えよう。そういう話をしなければ、個々のみんなが原因を何かそれぞれ勝手に考えていて、それで再発防止策は、いや、こうだああだとやってしまったら、結果的にそれもまとまらないと思うのです。

そんな中で、今回の事件が今回の選挙のときだけ単発で起きたものだったら、私は過去のこともうんぬんをいまだにまだずっとやる必要はないと思うのです。山崎参事が独断と偏見でやったというのであれば、この話はあなたたちのこの部分で悪かったので、では原因をここにしましょうという話になるのですけれども、明らかに違うわけですね。過去にもあったと。そんな中で、前例を踏襲して、前にもやっていたから大丈夫なのではないかと、危ないという判断がたまたま今回働かなかったというふうに、私は勝手にこれを推測しているのです。この勝手な推測だけで、また皆さんがいろいろ判断して、原因はこうではないかというふうにやってしまったら、まとまるものがまとまらないので、ぜひ外部委員会の意見を基にしてもいいですし、市から原因はこうでした、こういう 3 点でした、2 点でしたという形でもいいのでそれを示して、まずはこの原因の共有化をさせてもらいたいと思うのですが、それについて先ほど次長からも外部委員会の答申を受けてという話を伺いましたが、原因の共有化についてどのようにお考えでしょうか。

### ○生活環境部山崎参事

答える立場ではないのですが、申し上げますけれども、今独断と偏見と言われましたし、あるいは前にもあったから大丈夫ではないかと思ったのではないかと、それは成田祐樹委員が思ったことで、そういうことは一切ありません。

それから、独断と偏見という言い方が当たっているのかどうか別にして、今回の直接的な原因はたぶん私でしょう。私が政治資金規正法の今、問題となっている取扱いに対する知識がなかったこと、それがまず一つだと思います。ですから、依頼されたときに、そのことを知っていれば当然断ったと思いますし、やらなかったと、それがまず一つです、法律違反ですね。だから、それは私に知識がなかった。そして、私が当時の忙しさの中で、一人でやればいいものを依頼した。その人たちが私からの依頼ということで受けて、現実の問題としてああいう形になったというのが一つの流れとしてあります。直接的な原因というのはその私の部分だと思う。

それから、過去のことですか、4年前、8年前のこと。そこで過去に大丈夫だったと、そういう認識は一切ありませんし、過去にどういう形で行われていたか、私は知りません。ただ、私も管理職が長いですから、過去にそういったぐいのパーティをやったことも知っていますし、行ったこともあります。ただ、そのことと今回の事件が起きたことの因果関係を私は持ち合わせておりませんし、そういうことではないというふうに思っています。今回の原因は、お願いされた私が、ある意味では成田祐樹委員に言わせればミスをして、依頼をして、こういうことが起きてしまったというのが、まさに直接的原因と、そういうふうには私は思っていますし、それ以外のことはちょっとないと思っています。

### ○成田（祐）委員

今のお話はあくまで原因の一つということですか。それとも、今山崎参事がおっしゃった話をもって、すべての原因ということになってしまうのか。その辺は、私は山崎参事がそういったミスを行ったというのは一つの原因でしかないとは思っているのです。これがすべての原因ですというふうに言うのはどうかと思うのですが、まだほかにも原因がないとは言えないと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

### ○総務部長

原因につきましては、外部委員会の中で、ここにいるかかわった部長も出席しておりますし、前副市長のお話も聞いておりますし、そのほか関係する方々の御意見も聞いた上で、外部委員会でどういったことが今回の事件の背景にあって原因であったのかということは、今後整理されることになっております。しかし、今、参事がおっしゃったのはそのうちの一つではないかというふうには考えております。一つではなくて、複数のいろいろな要因なり職場風土なり、そういったものが絡まり合って、今回の事件が発生したのではないかというふうに考えています。

### ○成田（祐）委員

私は山崎参事一人で責任を背負うものではない、そういう話ではないと思うのです。いろいろなところでさまざまなことが絡み合って、過去のいろいろな政党と行政とのつき合い等、そういったものも含めていろいろ絡みがあると思うので、そんな中で原因をしっかりと出していきたいと思います。そうでなければ、では政党との関係はどうするのだとか、そういった話も本当にそもそもしていいのか、単純ミスだけで済ませて、そこだけの再発防止策をチェックすればいいのかという話になってしまうので、ぜひその部分は改めて精査していただきたい。原因については、外部委員会が出したものについては、それはそうですと言っても構わないと思うのですが、市としてもしっかりと公式に原因に対する見解を出していきたいと思います。

当然ながら、その後、再発防止策を話しするという前に、一定のめどでそういった原因を公表すべきだと思うのです。それが外部委員会からの報告のタイミングになってしまうのか、どういうタイミングでそういう原因も改めて市民の皆さんにお知らせいただけるのかという部分が気になるのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○総務部副参事

外部委員会からの報告につきましては、これは市のホームページですとか、そういったものを通じて市民の皆さんに公表しようと思っております。また外部委員会の設置目的は事件の全容解明と原因調査、それから再発防止策というようなことになっておりますので、まさに、今、委員がおっしゃっている原因の部分も、外部委員会の設置目的に入っておりますので、それは公表してまいりたいというふうに思っております。

○成田（祐）委員

やはり今おっしゃっていただいたように、まず再発防止策より前に原因のところをしっかりと認識させていただいて、そこから初めて再発防止策だという話になってくると思うので、ぜひそのところの公表をお願いしたいというふうに思っております。

◎再発防止策のスケジュールについて

原因と再発防止策の関係というか、話になってくるのですけれども、再発防止策を考えていく上で、当然ながらある程度の期間を設けて話を進めていくことになると思うのです。そのような中でスケジュールという話もありましたけれども、再発防止策の話合いというのにどの程度の議論を重ねて、回数を重ねてやっていくのかという部分と、再発防止策のチェック体制というのを議会だけではなく、外部という話もありました。市民も含めて、どのようにそういった関係というものを持ち、いつごろをめどにその終着点というか、再発防止策をある程度完成させていくのかというところを見せなければ、市民にとって、今回の事件の全容解明と再発防止策が見えてこないと思うので、いつまでにどれだけの議論を重ねるのかというところをもう少しお聞かせ願いたいと思います。

○総務部長

先ほど、上野委員の御質問に対し、今後つくっていく再発防止策のスケジュールについて、今月末をめどにということで答弁させていただきましたが、これはあくまでも、外部委員会からの答申を受けて、私どもが独自でつくっていくものも加えた形で、案としてつくっていくものを一応、今月中にというふうに考えております。それを議会に示して、御意見もいただかなければなりません。あるいは議会としての提言もあるのではないかとこのように思っております。1回で、これでいいのではないかとこのことであれば、それで終わりになると思いますけれども、やはり1度、議員の皆さんにも見ていただき、チェックをしていただきながら、最終的な再発防止策を策定し、公表するという形になると思います。この先のことにつきましては、今後、私どもが議会に示す再発防止策の内容により、その確定する期間というのは決まってくるのではないかとこのように考えております。

○成田（祐）委員

◎市民からの意見を聞くことについて

もちろん私たちは市民の皆さんから負託を受けた代表として、そういった形でチェックさせてもらうというものがあるのですが、今回に限っては市民の多くの方が関心を持っているということもありますので、市民の皆さんにも広く再発防止策を見ていただいて、また御意見をいただくという期間を少し設けるべきではないかと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部副参事

再発防止策についても、透明性を高めるため市民の皆さんにもお知らせして、そして先ほど来、総務部長からも申し上げておりますとおり、やはり外からの目でチェックが入る、見ていただくということになりますと、ある意味、一定程度抑止力といったことにもつながってまいりますので、それで再発防止策も外部委員会の報告などと同じように、やはり市民の皆さんにも見える形にしていきたいというふうに思っております。

○成田（祐）委員

最後に、当然ながら市民の目も入って再発防止策をチェックするとなれば、先ほども申し上げましたけれども、原因の部分市民の皆さんにもわかるようにまずは伝えていただきたいと思います。そこからしっかり市民の皆さん

んにチェックしていただけるような再発防止策をつくっていただくことが、まずは一番の信頼回復につながると思うので、ぜひそこを重ねてお願い申し上げて質問を終わりたいと思います。

**○委員長**

一新小樽の質問を終結いたします。

以上をもって質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。